

福祉課の目標（平成19年度）

福祉課長 仲田 義秀

1 課の役割

福祉課は、福祉班、介護保険班で構成され、福祉班は、障害者福祉 高齢者福祉 母子および寡婦福祉 民生委員および児童委員 生活保護 戦没者および戦傷病者援護 地区集会所等に関することを行っています。

また、介護保険班は、介護保険事業計画 要介護および要支援認定 被保険者の資格管理 給付 保険料の賦課徴収等に関する役割を担っています。

2 個別事業とその目標

1 障害者計画の策定(福祉班)

障害者の多様化する福祉サービスのニーズに添えていくため、第一次障害者計画を見直し、新たな計画を策定します。

2 地域生活支援事業の充実(福祉班)

市町村事業である地域生活支援事業の充実を図るため、印旛村、本埜村、栄町と共同で地域自立支援協議会を立ち上げます。

3 小規模福祉作業所の経過的措置にかかる補助(福祉班)

障害者の自立と社会参加を促進するため、小規模福祉作業所の経過的措置にかかる運営補助を行います。

4 高齢者の見守り(福祉班)

要支援高齢者を把握し、在宅で今後も住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、80歳以上の一人暮らし高齢者宅を訪問します。

5 成年後見人制度利用支援事業の普及、啓発(福祉班)

資力が乏しくとも必要な成年後見人制度が利用できるよう創設した成年後見人制度利用支援事業の普及、啓発を図ります。

6 民生委員および児童委員の確保(福祉班)

地域に密着した相談活動を展開している民生委員および児童委員が任期を迎えるため、引き続き委員を確保します。また、委員活動を支援するとともに生活困窮者に関する情報が県福祉事務所の窓口で確実につながるよう関係課、機関との連携を図ります。

7 新たな介護サービス基盤の確保(介護保険班)

地域密着型サービス事業所を確保するため、事業主を募集、選定、指定します。そして、事業主が行う整備に対して補助するための財源として地域介護・福祉空間整備交付金を受けるため、市町村整備計画(面的整備計画)を作成します。

8 包括的支援事業の推進(介護保険班)

平成18年4月に設置した地域包括支援センターを中心に高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を継続できるよう支援します。

9 介護保険事業への確実な取り組み(介護保険班)

介護保険要介護・要支援認定申請者の調査、審査、認定および給付事業を確実にを行います。

10 チャレンジ目標

上記の個別事業については、「7 新たな介護サービス基盤の確保」を除き、目標を達成することができた。

そこで、それぞれの個別事業について、政策的課題とする「明るく健やかに暮らせる思いやりのあるまちづくり」に向けて、短期、中期、長期的に次のように取り組んでいきます。

- (1) 障害者計画の浸透と推進を図ります。
- (2) 自立支援協議会を通して相談事業の強化を図ります。
- (3) 小規模福祉作業所の新体系への移行を促し、障害者の就労支援を行います。
- (4) 高齢者の見守り事業を引き続き実施し、高齢者が在宅で今後も住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう支援します。
- (5) 成年後見人制度利用支援事業の普及に引き続き取り組み、認知症高齢者及び知的障害者の在宅生活を支援していきます。
- (6) 民生委員・児童委員と連携して、相談者に対してはきめ細かな面接相談を実施して要介護者の生活援護を行っていきます。
- (7) 地域密着型サービス事業所を公募したが、事業主の応募がなかったことから、21年度からスタートする次期介護保険事業計画の策定に際して、町民はじめ要介護者等の意見を聴いて、その対応を検討します。
- (8) 地域包括支援センターの円滑な運営を通して、高齢者が住み慣れた地域での生活が継続できるよう総合的に支援していきます。
- (9) 介護保険事業の確実な取り組みとともに、介護保険財政の健全な運営を行っていきます。